

弘済ケアセンター指定居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京弘済園が運営する弘済ケアセンター（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態等にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、必要に応じて要介護認定に係る訪問調査を実施する。

2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の身体状況、心理社会的状況、生活環境等に関するアセスメント結果に基づき、その利用者が可能な限り居宅において自立した生活を安定して継続できるよう居宅介護支援計画、介護予防支援計画又は総合事業・介護予防サービス支援計画（以下、「居宅介護支援計画等」という）を作成する。

3 事業所の介護支援専門員等は、利用者の選択に基づき、居宅介護支援計画等に沿って、適切な保健・医療・福祉等のサービスが、多様な事業者から効率的且つ効果的に提供されるよう中立公正な立場で調整を図る。

4 事業の実施にあたっては、関係区市、地域の保健・医療・福祉等のサービス提供機関との連携を図り、協力関係の確立に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名 称 弘済ケアセンター指定居宅介護支援事業所
- 二 所在地 三鷹市下連雀5-2-5

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1人
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 介護支援専門員 4人 常 勤 1人（管理者と兼務）
常 勤 1人（他の職務と兼務）
常 勤 1人（専従）
非常勤 1人（専従）

介護支援専門員は、居宅介護支援又は介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日（祝祭日・12月29日～1月3日を除く）
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容は次の通りとし、居宅介護支援及び介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該居宅介護支援及び介護予防支援が法定代理受領の場合は、無料とする。

- 一 市からの委託を受けた場合、要介護、要支援等の認定に係る訪問調査を行う。
- 二 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族と面接して利用者の身体状況、心理社会的状況、生活環境等について、課題分析標準項目を網羅した当法人独自の方式等利用者に最も適した方式を用いてアセスメントを行う。その結果に基づき、当該地域における居宅サービス事業者等のサービス内容等に関する情報を提供し、利用者の選択或いは同意を得た上で居宅介護支援計画等を作成する。居宅介護支援計画等が効率的且つ効果的に実行されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。

- 三 介護支援専門員は、居宅介護支援計画等の作成後、利用者、家族及び居宅サービス事業者等の事業者との連絡を継続的に行い、居宅介護支援計画等の実行状況を把握すると同時に、必要に応じて利用者宅を訪問することにより生活状況を把握し、居宅介護支援計画等の変更及び居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

- 四 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、指定居宅サービス事業者等の事業者間の連絡を図る。

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 三鷹市内は無料とする。
- 二 市境を越えて片道概ね1km以上の場合、1kmにつき50円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三鷹市東部（下連雀、牟礼、井の頭、新川、中原、北野）とする。

(その他の運営についての留意事項)

第8条 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修は採用後 2 ヵ月以内に行う。
 - 二 繼続研修は年 2 回以上行う。
- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなつた後においても、これらの秘密を保持するべき責務を負うものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東京弘済園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

但し、準備要介護認定等に係る準備居宅介護支援計画の作成等については、平成 11 年 12 月 1 日から行うものとする。

平成 13 年 4 月 1 日 一部改正
平成 14 年 4 月 1 日 一部改正
平成 15 年 4 月 1 日 一部改正
平成 16 年 4 月 1 日 一部改正
平成 17 年 4 月 1 日 一部改正
平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
平成 20 年 3 月 21 日 一部改正
平成 20 年 4 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 1 日 一部改正
平成 22 年 4 月 1 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
令和 01 年 8 月 1 日 一部改正
令和 03 年 4 月 1 日 一部改正